

旭川医科大学医師派遣室要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和元年8月7日学長裁定)

旭川医科大学医師派遣室要項の一部を改正する要項

旭川医科大学医師派遣室要項（平成16年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>第1, 第2 (略) (医師)</p> <p>第3 医師派遣室で取り扱う医師は、本学に所属する教員、医員、大学院学生及び研究生のうち医師免許を有する者とする。</p> <p>第4～第7 (略) (庶務)</p> <p>第8 医師派遣室の庶務は、総務部 <u>人事課</u> において処理する。 (雑則)</p> <p>第9 この要項に定めるもののほか、医師派遣室の運営に関し必要な事項は、医師派遣室長が別に定める。</p> <p><u>附 則</u> この要項は、令和元年8月7日から実施し、改正後の第3及び第8の規定は、平成31年4月1日から適用する。</p> <p>【改正理由】 平成31年4月1日付けの事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。</p>	<p>第1, 第2 (略) (医師)</p> <p>第3 医師派遣室で取り扱う医師は、本学に所属する教員、医員、<u>医員(研修医)</u>、大学院学生及び研究生のうち医師免許を有する者とする。</p> <p>第4～第7 (略) (庶務)</p> <p>第8 医師派遣室の庶務は、総務部 <u>総務課</u> において処理する。 (雑則)</p> <p>第9 この要項に定めるもののほか、医師派遣室の運営に関し必要な事項は、医師派遣室長が別に定める。</p>